○国土交通省告示第四百四十八号

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第二条第三項の規定に基づき、港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　係留施設（第四十七条―第七十四条）	第四章　係留施設（第四十七条―第七十三条）
第五章　臨港交通施設（第七十五条―第八十条）	第五章　臨港交通施設（第七十四条―第七十九条）
第六章　荷さばき施設（第八十一条―第八十四条）	第六章　荷さばき施設（第八十条―第八十三条）
第七章　保管施設（第八十五条―第八十八条）	第七章　保管施設（第八十四条―第八十七条）
第八章　船舶役務用施設（第八十九条・第九十条）	第八章　船舶役務用施設（第八十八条・第八十九条）
第九章　移動式施設（第九十一条―第九十三条）	第九章　移動式施設（第九十条―第九十二条）
第十章　その他の港湾の施設（第九十四条―第九十八条）	第十章　その他の港湾の施設（第九十三条―第九十七条）
第一節　旅客乗降用固定施設（第九十五条）	第一節　旅客乗降用固定施設（第九十四条）
第二節　廃棄物埋立護岸（第九十六条）	第二節　廃棄物埋立護岸（第九十五条）
第三節　海浜（第九十七条）	第三節　海浜（第九十六条）
第四節　緑地及び広場（第九十八条）	第四節　緑地及び広場（第九十七条）
附則	附則
（係留施設）	（係留施設）
第四十七条　係留施設の要求性能に関し省令第三十四条の告示で定める事項は、次条から第七十四条までに定めるとおりとする。	**第四十七条**　係留施設の要求性能に関し省令第三十四条の告示で定める事項は、次条から第七十三条までに定めるとおりとする。

（浮桟橋の性能規定）

第五十六条　（略）

2・3　（略）

4　第六十五条及び第九十五条の規定は、利用状況に応じて、浮体の連絡設備の性能規定について準用する。

（再生可能エネルギー発電設備の下部工の性能規定）

第五十九条　再生可能エネルギー発電設備の下部工の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一　利用状況に応じた所要の附帯設備を有すること。

二　主たる作用が載荷重及び変動波浪である変動状態に対して、部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

三　主たる作用が載荷重、変動波浪、レベル一地震動並びに船舶の接岸及び牽引である変動状態に対して、構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

2　前項に規定するもののほか、重力式の性能規定にあっては、次の各号に定めるものとする。

一　主たる作用が自重である永続状態に対して、地盤のすべり破壊の生じる危険性が限界値以下であること。

二　主たる作用が載荷重、変動波浪及びレベル一地震動である変動状態に対して、基礎の滑動、転倒及び基礎地盤の支持力不足による破壊の生じる危険性が限界値以下であること。

3　第一項に規定するもののほか、杭式の性能規定にあっては、次の各号に定めるものとする。

一　主たる作用が載荷重、変動波浪、レベル一地震動並びに船舶の接岸及び牽引である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ　杭に作用する軸方向力が地盤の破壊に基づく抵抗力を超える危険性が限界値以下であること。

ロ　杭に生じる応力度が降伏応力度を超える危険性が限界値以下であること。

二　主たる作用が載荷重及び変動波浪である変動状態に対して、杭の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

（浮桟橋の性能規定）

第五十六条　（略）

2・3　（略）

4　第六十四条及び第九十四条の規定は、利用状況に応じて、浮体の連絡設備の性能規定について準用する。

（新設）